

●香川県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和4年香川県告示第84号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月12日

香川県知事 池田豊人

1 施行者の名称

高松市

2 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画道路事業 3・6・137号 公園東門線

3 事業施行期間

平成8年3月26日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし